

現況届の提出について (市内幼稚園の新2号、新3号認定児童)




日頃より本市の保育行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

子ども・子育て支援法では、給付認定を受けて保育所等や幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等を利用している方に対し、毎年、保育を必要とする状況が継続していることを確認することが求められています（この確認を「現況確認」といいます）。

つきましては、現況確認のため「現況届」と「保育要件を証明する書類」の提出をお願いいたします。

提出がない場合、認定の取消の可能性や、退所となる可能性があります。必ず提出をお願いいたします。

1 ご提出いただく書類

| No | 書類名 | 該当者 | 備考 | QR |
|----|------------------------|-------------|---|---|
| 1 | 令和8年度現況届 | <u>全ての方</u> | 在園施設から配布されます。右記 QR コードからダウンロードも可能です。 |  |
| 2 | 保育の必要性を確認する書類 | <u>全ての方</u> | 「現況届」裏面で要件ごとに必要となる書類をご確認の上、 <u>右記 QR コードから該当する書類をご準備ください。</u> |  |
| 3 | 給付認定変更申請書（兼施設利用等変更届出書） | 右記に記載 | 新2号、新3号認定を受けている方で、 <u>保育を必要とする事由に変更がある場合のみ</u> 、ご提出ください。 |  |

2 提出先・提出期限

- 提出先：在園されている施設
- 提出期限：在園されている施設に指定された日まで（園により異なります。）

在園施設に提出が難しい場合、令和8年6月26日（金）までに、保育・幼稚園課に直接提出してください。

3 その他

- ご提出頂いた書類は返却できませんので、必ず事前にコピーを取ってください。
- 兄弟姉妹が同一施設に在園している場合は、現況届は、1枚に連名で記入可です。別々の施設に在園している場合は、施設ごとにご用意ください。
その場合、証明する書類（原本）を1部ご提出していただければ、兄弟姉妹分はコピーの使用も可です。（例：原本を上の子に添付、コピーを下の子に添付）

[事務担当]

鎌倉市保育・幼稚園課

電話 0467-61-3894